

令和5年6月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年6月26日

令和5年6月総会議事録

開 会 期 日	令和5年6月26日 (月)
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室
開議及び宣言者	午後1時36分 会長 (議長) 金子茂雄
閉議及び宣言者	午後2時44分 会長 (議長) 金子茂雄
議 長	会長 金子茂雄

農 業 委 員 応 招 状 況

1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席

農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況

1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席

議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 協議について
-----	------------------------------

傍聴者数	なし
------	----

参 与

●事務局出席者

- ・吉澤祐一 事務局長
- ・村本亮 書記
- ・馬場紫野 担当

[開会の宣言] 午後1時36分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年6月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、8番・戸口英子委員、9番・中原哲彦委員を指名いたします。

お願いいたします。

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

[諸般の報告]

◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会が5月29日に開催され、出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

[日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年6月5日受付。

資料番号1、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、31 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。耕作地、22a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、31 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、2,256㎡の所有自作地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

譲受人は本申請地に隣接している農地を所有しており、今後は一体で耕作をするために今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は現在会社員との兼業でございますが、農業を行っておりまして、自家消費用の野菜等を作付けしております。

本申請により所有地と隣接した土地を取得することができ、作業の効率化が図られると思われま。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。

◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目の上段左側でございます。

本申請地は、 から■へ坂を下った 地内の に隣接する農地でございます。

資料8ページの公図をご覧くださいとわかりますが、本申請地は三角形の地形であり、

隣接する ■■■■ が譲受人の所有地でございます。申請地の取得により、所有地と合わせて効率的な形の良い土地になり、耕作がしやすくなると思われま

す。以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

申請書に記載欄のある対価、賃料等の額の記載は無くても良いのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

対価、賃料等の額については、必須の記載事項ではございませんので、情報として提示いただける場合に記載をお願いしているものでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

〔日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読の前に、議案第2号から議案第7号につきましては譲受人が同一であり、関連性がございますことを申し添えいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年6月8日受付。

資料番号2、大字石坂 [REDACTED]、地目、田、面積、1,043 m²。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。耕作地、166a、労働力、1。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,043 m²。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、13,316 m²の所有農地と、2,300 m²の借入地があり、全ての土地が良好に管理・耕作されております。

本申請は、規模拡大を進めている譲受人に譲渡人から土地の紹介があり、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請地は、石坂地内の農用地区域に位置する農地であり、現在は休耕地となっております。

譲受人は稲作に必要な機械も用意しており、今後は水稻作付をする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員から、また田島推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目上段右側でございます。

申請地は現在良好に管理されている状況でございますが、農地取得後は譲受人による水稻の作付け予定と聞いております。

譲受人は本年2月にも農地法第3条許可により農地を取得しておりますが、今までに取得した農地については、耕耘し、今後の果樹の作付けの準備を進めていると確認しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小久保委員

はい。

◎金子会長

小久保委員。

◎小久保委員

資料9ページを見ると、田は休耕中と記載されておりますが、申請地を取得後、本当に耕作をするのでしょうか。また、休耕中で売上等が増えているのは、作付け状況と合わない気がするのですが。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

申請地は現在休耕中となっておりますが、現時点では取得後に水稻を作付けしたいということですので、水稻を作付けした場合の売上等を試算して計画が出ているものでございます。ただし、土地の状況等により水稻が難しい場合には畑として使うことも検討していると聞いております。

◎石井委員

はい。

◎金子会長

石井委員。

◎石井委員

農業用機械や倉庫があるということですが、所有の実態はいかがでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

機械と倉庫は実際に見て確認しておりませんが、機械を用いて作業をしている姿は確認しております。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

以前は■■■■地内に住んでいたようですが、その場所への確認はしていないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

■■■■にはまだ住宅があり、そこへ別件で訪問したことはありますが、機械や倉庫がその場所にあるかどうかの確認まではしていません。

◎金井委員

はい。

◎金子会長

金井委員。

◎金井委員

今回、議案第7号まで譲受人が同一ということですが、議案第7号までで、経営面積が2ha以上となります。■■■■の■■■■歳の方が一人で、この規模を本当に農作業できるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

労働力は1でございますが、以前取得した農地では、他の方に作業を頼んでいるということも聞いております。なお、遊休農地の状態で取得した農地では、現在土づくりを行い、他の方と一緒に耕作準備をしている状況でございます。

◎金子委員

私からもよろしいでしょうか。

◎金子会長

譲受人は■■■■業を営んでいると思いますが、現在も行っているのでしょうか。事務局お願いします。

◎書記

譲受人は、今までに法人として農地法第5条による農地改良や住宅の申請をしたこと

があり、現在も■■■■業を営んでおります。ただし、今回は法人ではなく、農地法第3条の申請であり、個人として申請されたものでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

[日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による
許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和5年6月8日受付。

資料番号3、大字石坂■■■■、地目、田、面積、916 m²。譲受人 ■■■■
■■■■。耕作地、175a、労働力、1。譲渡人 ■■■■

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、916 m²。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第2号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、譲受人が規模拡大をするために農地取得を進めているものでございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目の2段目の左側でございます。

なお、本申請では、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎小鷹委員

はい。

◎金子会長

小鷹委員。

◎小鷹委員

資料 11 ページの委任状を見ると、■■■■氏が委任されているが、この方はどういう方なのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

申請を業として委任されるのは行政書士だけとなっており、その他は業としてではないため、委任される方は個人名となっているものですが、こちらの方は譲受人の知人であると聞いております。

◎事務局長

申請書類は申請者が作成を行い、農業委員会への提出を委任したということでございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

[日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第7、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年6月8日受付。

資料番号4、大字石坂[]、地目、田、面積、301 m²。同じく石坂[]、地目、田、面積、328 m²。同じく石坂[]、地目、畑、面積、58 m²。譲受人 []。耕作地、182a、労働力、1。譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、629 m²、畑、58 m²。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請についても、先ほどの議案第2号及び議案第3号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

譲渡人は相続で農地を受けた[]のため管理が困難であり、規模拡大を進めている譲受人が農地取得を希望したことから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員からいただいたところがございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目の2段目3段目の右側の2枚と上段右側の青で囲ってある1筆の計3筆でございます。

本申請地は地目が田の農地もございますが、現況はすべて畑での活用となっており、農地取得後は野菜を作付けする計画となっております。

なお、本申請におきましても、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号及び第3号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号4は許可することに決定いたしました。

[日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第8、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年6月8日受付。

資料番号5、大字石坂[REDACTED]、地目、田、面積、413㎡。同じく石坂[REDACTED]、地目、田、面積、320㎡。同じく石坂[REDACTED]、地目、田、面積、1,140㎡。譲受人[REDACTED]。耕作地、201a、労働力、1。譲渡人[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、田、1,873㎡。

◎金子会長

この件につきまして、石坂1・石坂2地区担当の小林農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎小林委員

石坂1・石坂2地区担当の小林です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請についても、先ほどの議案第2号から第4号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

本申請についても、譲受人が規模拡大をするために農地を取得するためのものがございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の石坂1・石坂2地区担当の田島委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎田島委員

石坂1・石坂2地区担当の田島です。

意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については小林農業委員からいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目の3段目の左側と4段目の2枚の3筆でございます。

今後の活用につきましては、現況が畑となっている土地413㎡については野菜を作付けし、現況が田となっている土地では水稻を作付けする計画となっております。

なお、本申請におきましても、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号から第4号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号5は許可することに決定いたしました。

[日程第9、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第9、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての

資料番号6を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和5年6月8日受付。

資料番号6、大字赤沼[]、地目、畑、面積、448 m²。同じく赤沼[]、地目、畑、面積、221 m²。同じく赤沼[]、地目、畑、面積、525 m²。同じく赤沼[]、地目、畑、面積、817 m²。同じく赤沼[]、地目、畑、面積、214 m²。譲受人 []。耕作地、223a、労働力、1。譲渡人 []。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、2,225 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第6号、資料番号6の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、先ほどの議案第2号から第5号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

譲渡人は[]在住で管理が困難であり、規模拡大を進めている譲受人が農地取得を希望したことから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第6号、資料番号6の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人の耕作においては果樹の栽培が多くを占めており、本申請地においても果樹を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第6号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目の1段目から3段目の5枚でございます。

なお、本申請におきましても、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号から第5号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料14ページに公図がございますが、 は道路に接しているのでしょうか。申請農地へ進入できるのか教えていただけますか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

 は筆界未定地のため、資料14ページの公図は旧土地台帳付属地図となっておりますが、資料6ページの案内図を見ると、 に接道があり、こちらから進入が可能となっております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号6の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号6は許可することに決定いたしました。

◎金子会長

ここで、議案第7号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時24分]

再開 [午後2時25分]

◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第7号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

[日程第10、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による

許可申請の可否について]

◎恩田職務代理

日程第10、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について

の資料番号7を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和5年6月8日受付。

資料番号7、大字大豆戸[REDACTED]、地目、畑、面積、243㎡。譲受人 [REDACTED]
[REDACTED]。耕作地、226a、労働力、1。譲渡人
[REDACTED]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、243㎡。

◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第7号、資料番号7の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請についても、先ほどの議案第2号から第6号で審議していただいた内容と、譲受人が同一でございますが、譲渡人が異なることから、別申請となっております。

譲渡人は高齢の為、農地の管理・耕作が困難であり、規模拡大を進めている譲受人が農地取得を希望したことから、今回の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第7号、資料番号7の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

本申請地は農用地区域に位置する農地でございます。今後は果樹を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第7号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目の右側3段目でございます。

本申請地は8ページの公図をご覧いただくと、接道の無い土地でございますが、譲受人は■■■■の■■■■の宅地を取得予定であり、進入路については問題ないことを確認しております。

なお、本申請におきましても、資料2ページ申請書別添の所有面積、並びに経営計画書においては、経営面積や経営試算は議案第2号から第6号の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎恩田職務代理

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎恩田職務代理

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料8ページの公図を見ると接道が無いようですが、■■■■も取得予定はあるのでしょうか。

◎恩田職務代理

事務局お願いします。

◎書記

■■■■は宅地でございますが、売買契約をし、購入する予定であるため、本申請地は■■■■を通して進入すると聞いております。

◎恩田職務代理

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号7の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号7は許可することに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第7号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。
暫時休憩します。

暫時休憩 [午後2時31分]

再開 [午後2時32分]

◎金子会長

再開します。

引き続き会議を行います。

[日程第11、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第11、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号8を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年6月9日受付。

資料番号8、大字大橋[REDACTED]、地目、田、面積、2,135㎡の内2,060㎡。同じく大橋[REDACTED]、地目、田、面積、1,143㎡の内150㎡。譲受人 [REDACTED] [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。

転用目的：農地改良

面積合計、田、2,210㎡。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、大橋地区担当の飯島農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎飯島委員

大橋地区担当の飯島です。

それでは、議案第8号、資料番号8の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]地内で農業や土木事業等を行っている法人でございます。

本申請は、申請地が道路よりも低く、耕作に不便をきたしていることから農地改良の申請に至りました。

農地区分につきましては、農業振興地域内の第2種農地で、一時的な農地転用申請は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第8号、資料番号8の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、飯島農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地は農地改良後、譲受人が利用権を設定し、麦を作付けする計画となっております。

なお、譲受人である法人は、農地所有適格法人として農業経営を行っている法人でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については飯島農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目の4段目2枚でございます。写真を見ると、現在は田として管理されている農地でございます。

申請地については、[] から [] を過ぎて [] へ進んだ場所に位置する農地でございます。

資料8ページの公図及び9ページの平面図をご覧くださいと、隣接する [] の一部も計画地となっておりますが、隣接農地に摺りつけ、法面を少なくし、管理の効率を上げる計画のため、摺りつけを行う [] の一部、150 m²も今回の申請地に含んでおります。

また、資料10ページの横断面図を確認いただくと、隣接の道路・水路境界より高くなる計画でございますが、被害防除や排水対策がされております。

譲受人は、今年1月にも [] 地区において、農地改良工事を行い適正に工事が完了している事を確認しています。

作付計画書や工事計画書、資金計画書等必要な書類は添付されており、今回申請された第5条第1項に基づく申請に関しましては、計画の実行性や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

[] の社員は何人ほどいるのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

資料 22 ページに商業登記簿謄本がございますが、こちらに記載のある社員の他に 3 名～4 名ほどいると認識しております。ただし、実際には謄本に記載の ■■■ 氏が主となり現場作業を行っている状況と確認しております。

◎吉岡委員

譲渡人の ■■■ 氏は、相続予定者となっているが、予定者の状況で良いのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

まだ相続登記ができていない状況でございますが、資料 30 ページ以降の資料等で、相続人となる方が ■■■ 氏のみであることが確認できることから、相続予定者として申請が出されたものです。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。これより、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 8 の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号 8 は許可相当とすることに決定いたしました。

[日程第 12、協議について]

◎金子会長

日程第 12、協議についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

ご説明いたします。

農地賃借料情報についてでございますが、お手元の資料のとおり令和 4 年度中に利用権設定されたデータから、平均値を出して「田」と「普通畑」に分けて標準額を算出しております。令和 5 年 7 月 1 日から情報提供される金額は、田が 4,639 円、普通畑が 2,878 円でございます。

以上協議事項の説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

協議につきましては、令和 5 年 7 月 1 日に公表して適用することと決定いたしました。

[閉会の宣告] 午後 2 時 4 4 分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

◎石井委員

よろしいでしょうか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。


お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和5年7月25日

会長 金子茂雄 

職務代理 恩田政行 

委員 予口英子 

委員 中尔哲彦 